

**認知症高齢者グループホーム
グリーンハウス陣屋**

運 営 規 程

社会福祉法人尚生会

認知症高齢者グループホームグリーンハウス陣屋

〒309-1124 茨城県筑西市知行 106 番地

Tel 0296-57-1717 Fax 0296-57-1718

社会福祉法人尚生会
認知症高齢者グループホームグリーンハウス陣屋 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人尚生会が設置運営する「認知症高齢者グループホームグリーンハウス陣屋」(以下「事業所」)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症の状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の介護従業者は、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対し、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の援助及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。
- 2 事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 入居者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は社会福祉法人尚生会とする。

(事業の名称等)

第4条 事業所の名称及び住所地は次の通りとする。

- 1 名 称 認知症高齢者グループホームグリーンハウス陣屋
- 2 所在地 茨城県筑西市知行106

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 2名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 2 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は認知症対応型共同生活介護計画(介護予防認知症対応型共同生活介護計画)を作成し、自らも介護を行う。
- 3 介護従業者 6名以上

介護従業者は、適切な介護技術をもって、入居者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するものとする。

(利用定員)

第6条 居室の定員は1名とし、利用定員2ユニット18名とする。

- 2 入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護が法定代理受領サービスであるときは、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。詳細は別紙に定める利用料金表の通りとする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に説明をし、同意を得ることとする。

(入居・退所に当たっての留意事項)

第8条 入居者は、入居に当たって、運営規定その他の規則を遵守し、運営に必要な事業者の指示に従うものとする。また退所の基準として、要介護認定により入居者が「自立」又は「要支援1」と判定された場合、入居者から申し出があった場合、施設から退所の申し出を行った場合、施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合、施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合により退所となる（3カ月以上の入院又は入院が見込まれる場合も退所となる場合がある）。

(非常災害対策)

第9条 事業所の消防計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また地域住民との連携が図れるよう訓練参加が得られるよう努める。

(緊急時の対応)

第10条 入居者の心身の状態に異変が生じた場合は、速やかに主治医又は予め定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。又、その他緊急事態への対応は、別に定める非常時対応マニュアル（不審者への対応を含む）に基づいて実施する。

(勤務体制等の確保)

第11条 入居者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 前項の介護従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。
- 3 グリーンハウス陣屋の質的向上を図るため、研修機会を別紙、事業計画書のとおりとする。

(秘密保持)

第12条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

(運営推進会議)

第13条 認知症対応型共同生活介護が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、入居者、入居者家族、地域住民の代表、筑西市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが提供されているかの確認、地域との意見交換、交流とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表する。

(記録の整理)

第14条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整理しておくものとする。

- 2 入居者に対するサービス提供に係る諸記録を整理し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(感染症対策の強化)

第15条 施設は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとする。

- 1 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続に向けた取組の強化)

第16条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

る。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第17条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：グループホーム管理者）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回）
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水、食材料について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応共同生活介護計画を作成し、その計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録をし、状況に応じた見直しを行う。
- 4 入居者は、事業者が加入する、社会福祉施設賠償責任保険の対象者となる。
- 5 提供したサービスに係る入居者からの苦情については、苦情処理マニュアルに従って必要な措置を講ずるものとする。
- 6 事業所は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人尚生会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(第三者評価)

第 20 条 毎年 1 回外部評価を受審する。5 年経過後、2 年毎の受審とする。

附 則

平成 29 年	4 月 1 日	施行
平成 30 年	4 月 1 日	施行
平成 31 年	4 月 1 日	施行
令和 2 年	4 月 1 日	施行
令和 3 年	4 月 1 日	施行
令和 4 年	4 月 1 日	施行
令和 4 年	8 月 1 日	施行
令和 4 年	10 月 1 日	施行
令和 5 年	4 月 1 日	施行
令和 6 年	4 月 1 日	施行

認知症高齢者グループホーム グリーンハウス陣屋 料金表

【1割】

1.月々の通常サービス料金

サービス料金は介護保険給付対象サービス料金（市町村が定めた負担割合に準じた額(1割・2割・3割)）と介護保険給付対象外サービス料金の合計金額となります。

※1割負担の額を表記

	介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険給付	基本料金	22,470	22,590	23,640	24,360	24,840	25,350
	医療連携体制加算(Ⅰ)イ			1,710			
	医療連携体制加算(Ⅱ)			150			
	協力医療機関連携加算			100			
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			180			
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)			90			
	科学的介護推進体制加算			40			
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2,529	2,759	2,876	2,956	2,993	3,066
	介護職員等特定処遇改善(Ⅱ)	524	572	596	612	624	635
	介護職員等ベースアップ等支援加算	524	572	596	612	624	635
	地域加算(上記合計×0.1014)	2,673	2,917	3,040	3,124	3,179	3,240
	合計	130,029	132,680	134,018	134,935	135,528	136,197
介護給付対象外	居住費			38,000			
	食材費	45,000		(1日1,500円(朝400円・昼600円・夕500円))			
	光熱水費			18,000			

※1ヶ月(30日間分にて算出)

2.その他の追加料金等

その他介護保険給付	初期加算		入居時から30日間のみ 1日30円	
	退居時相談援助加算		1回 400円	
	退居時情報提供加算		1回 250円	
	新興感染症等施設療養費		1日 240円	
	若年性認知症利用者受入加算		1日 120円	
	看取り加算	死亡日45～31日前	1日 72円	
		死亡日30～4日前	1日 144円	
		死亡日3～2日前	1日 680円	
死亡日		1日 1,280円		
その他介護給付対象外	理美容代		実費	
	紙オムツ類		実費 120円～160円/枚（処分代含む）	
	パッド類		実費 30円～ 80円/枚（処分代含む）	
	実費検査代		実費	
	教養娯楽費		実費	
	通院・特別依頼外出時の車の燃料費		1km毎に50円加算	
	車椅子・センサーコール等レンタル費		1月 500円	

認知症高齢者グループホーム グリーンハウス陣屋 料金表

【2割】

1.月々の通常サービス料金

サービス料金は介護保険給付対象サービス料金（市町村が定めた負担割合に準じた額(1割・2割・3割)）と介護保険給付対象外サービス料金の合計金額となります。

※2割負担の額を表記

	介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険給付	基本料金	44,940	45,180	47,280	48,720	49,680	50,700
	医療連携体制加算(Ⅰ)イ			3,420			
	医療連携体制加算(Ⅱ)			300			
	協力医療機関連携加算			200			
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			360			
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)			180			
	科学的介護推進体制加算			80			
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	10,114	11,038	11,504	11,824	11,970	12,263
	介護職員等特定処遇改善(Ⅱ)	2,096	2,287	2,384	2,450	2,494	2,541
	介護職員等ベースアップ等支援加算	2,096	2,287	2,384	2,450	2,494	2,541
	地域加算(上記合計×0.1014)	12,141	13,249	13,809	14,193	14,435	14,720
	介護給付対象外						
介護給付対象外	居住費			38,000			
	食材費	45,000		(1日1,500円(朝400円・昼600円・夕500円))			
	光熱水費			18,000			
合計		173,007	179,581	182,900	185,176	186,613	188,306

※1ヶ月(30日間分にて算出)

2.その他の追加料金等

その他介護保険給付	初期加算		入居時から30日間のみ 1日30円	
	退居時相談援助加算		1回 400円	
	退居時情報提供加算		1回 250円	
	新興感染症等施設療養費		1日 240円	
	若年性認知症利用者受入加算		1日 120円	
	看取り加算	死亡日45～31日前	1日 72円	
		死亡日30～4日前	1日 144円	
		死亡日3～2日前	1日 680円	
死亡日		1日 1,280円		
その他介護給付対象外	理美容代		実費	
	紙オムツ類		実費 120円～160円/枚 (処分代含む)	
	パッド類		実費 30円～ 80円/枚 (処分代含む)	
	実費検査代		実費	
	教養娯楽費		実費	
	通院・特別依頼外出時の車の燃料費		1km毎に50円加算	
	車椅子・センサーコール等レンタル費		1月 500円	

認知症高齢者グループホーム グリーンハウス陣屋 料金表

【3割】

1.月々の通常サービス料金

サービス料金は介護保険給付対象サービス料金（市町村が定めた負担割合に準じた額(1割・2割・3割)）と介護保険給付対象外サービス料金の合計金額となります。

※3割負担の額を表記

	介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険給付	基本料金	67,410	67,770	70,920	73,080	74,520	76,050
	医療連携体制加算(Ⅰ)イ			5,130			
	医療連携体制加算(Ⅱ)			450			
	協力医療機関連携加算			300			
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			540			
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)			270			
	科学的介護推進体制加算			120			
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	22,757	24,835	25,884	26,603	26,933	27,592
	介護職員等特定処遇改善(Ⅱ)	4,715	5,146	5,363	5,512	5,612	5,717
	介護職員等ベースアップ等支援加算	4,715	5,146	5,363	5,512	5,612	5,717
	地域加算(上記合計×0.1014)	30,581	33,373	34,782	35,749	36,266	37,078
	介護給付対象外						
介護給付対象外	居住費			38,000			
	食材費	45,000		(1日1,500円(朝400円・昼600円・夕500円))			
	光熱水費			18,000			
合計		232,109	244,080	250,123	254,267	256,752	259,965

※1ヶ月(30日間分にて算出)

2.その他の追加料金等

その他介護保険給付	初期加算		入居時から30日間のみ 1日30円	
	退居時相談援助加算		1回	400円
	退居時情報提供加算		1回	250円
	新興感染症等施設療養費		1日	240円
	若年性認知症利用者受入加算		1日	120円
	看取り加算	死亡日45～31日前	1日	72円
		死亡日30～4日前	1日	144円
		死亡日3～2日前	1日	680円
死亡日		1日	1,280円	
その他介護給付対象外	理美容代		実費	
	紙オムツ類		実費	120円～160円/枚（処分代含む）
	パッド類		実費	30円～ 80円/枚（処分代含む）
	実費検査代		実費	
	教養娯楽費		実費	
	通院・特別依頼外出時の車の燃料費		1km毎に50円加算	
	車椅子・センサーコール等レンタル費		1月	500円